

『ユーリカ民法2 物権・担保物権』第1刷（2018年4月発行）において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正 誤 表

該当箇所	正	誤
目次 xii 頁	第2部	第2編
81 頁 下から4行目以下	自主占有とは、自分が <u>所有の意思をもって物を占有している</u> ことをいい、 <u>それ以外の占有を「他主占有」という。</u>	自主占有とは、自分が <u>所有権等の本権を持っていることにより、物を占有している</u> ことをいい、 <u>他主占有とは、自分以外の者が所有権等の本権を持っていることを前提に、その者のために物を占有している</u> ことをいう。
82 頁 下から1行目 83 頁 上から1, 4, 9行目	<u>占有代理人</u>	<u>代理占有人</u>
92 頁 下から8行目	<u>本権の訴え</u>	<u>本件の訴え</u>
97 頁 上から10行目	414条1項本文, 民執177条1項本文	414条2項但書
118 頁 上から7行目	▶▶2 相当期間の <u>使用禁止</u>	▶▶2 相当期間の <u>使用停止</u>
129 頁 下から8行目	小作料の免除や減額の <u>請求</u>	小作料の免除や減額を <u>請求</u>
150 頁 下から8~9行目	少額の被担保債権に対し、 <u>過大な価額の物が占有されているのは、債務者としても不都合であるからである。</u>	少額の被担保債権に対し、 <u>過大な価額の物が占有されている場合は、債務者にとって好都合である。</u>
156 頁 下から2行目	<u>動産競売の申立ては、</u>	<u>動産競売を申立ては、</u>
162 頁 上から6~7行目	目的物の <u>特定をしなければ</u>	目的物の <u>特定しなければ</u>
176 頁 下から3~4行目	昭和 <u>54</u> (1979) 年	昭和 <u>53</u> (1978) 年
205 頁 下から11行目	原抵当権の債務者等は、 <u>転抵当権の</u>	原抵当権の債務者等は、 <u>原抵当権の</u>
205 頁 下から10行目	<u>転抵当権を消滅させ、</u>	<u>原抵当権を消滅させ、</u>
207 頁 下から13行目	Cの被担保債権は <u>2000</u> 万円	Cの被担保債権は <u>200</u> 万円
214 頁 上から16行目	<u>権利として</u>	<u>権利して</u>